

徳島市民病院公衆無線ネットワーク利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、患者及び来院者（以下「利用者」という。）の利便性の向上を図ることを目的に、徳島市民病院（以下「病院」という。）が整備した公衆無線ネットワーク（以下「無線ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者が準備するもの)

第2条 無線ネットワークの利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸し出しは原則として行わない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピュータ等の接続端末
- (2) 無線ネットワークインターフェース
- (3) 閲覧ソフト

(無線ネットワークの利用)

第3条 利用者は、次に掲げる条件のもと、無線ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、この規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。
- (2) 無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- (4) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。

(禁止事項)

第4条 利用者は、無線ネットワークの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 他者の財産又はプライバシーを侵害する行為若しくはそのおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益や損害を与える行為又はそのおそれがある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれがある行為
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為（選挙期間中であるか否かを問わない。）
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 外部に音量が漏れる音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者に対して迷惑になる行為
- (13) 「通話可能エリア」以外のインターネット通話・ビデオ通話による他の利用者に対して迷惑になる行為

(14)前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又は病院が不適切と判断する行為

(運用の中止)

第5条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線ネットワークの運用を中止することができる。

(1) 無線ネットワークの保守作業又は関連工事を実施するとき

(2) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、無線ネットワークの運用上、病院が必要と認めるとき
(免責等)

第6条 病院は、無線ネットワークサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線ネットワークを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線ネットワークに関連して発生した利用者の損害について、その責任を一切負わない。

2 病院は、無線ネットワークのサービス内容、利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。

4 無線ネットワークへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により無線ネットワークを利用できない場合についても、その責任を一切負わない。

5 病院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責任を一切負わない。

6 病院は、無線ネットワークの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEBサイトへの接続を制限することができる。

7 病院は、無線ネットワークの運用上、必要と認めるときは、予告なくWEBサイトへの接続の制限設定を変更することができる。

(管轄)

第7条 無線ネットワークの利用に関して、病院と利用者との間に生ずるすべての紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規約の変更)

第8条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が無線ネットワークを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

(令和2年8月1日制定)

本規約は、令和2年8月1日から施行する。

(令和3年5月1日改正)

本規約は、令和3年5月1日から施行する。